

(仮称) 豊富町定住支援センター基本実施設計業務プロポーザル実施要領

豊富町が計画している(仮称)豊富町定住支援センター(以下「定住支援センター」という。)の建設事業にかかる基本・実施設計者を選定するため、次によりプロポーザルを実施します。

1 プロポーザルの名称及び方式

- (1) 名称 (仮称) 豊富町定住支援センター基本実施設計業務プロポーザル
- (2) 方式 公募型プロポーザル

2 プロポーザルの概要

(1) 目的

町が計画している(仮称)豊富町定住支援センターの建設にあたり、地域性や各要件等を的確に捉え、創造性や技術力、課題解決力の優れた設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式により基本実施設計業務に関する技術提案を求めるものです。

(2) 事業計画

- 平成 23 年度 基本実施設計
- 平成 24 年度 建築工事
- 平成 25 年度 外構工事、多目的広場等工事

(3) 事業内容

- ア 施設の名称 (仮称) 豊富町定住支援センター
- イ 建設予定地 豊富町東 1 条 6 丁目
- ウ 敷地面積 29,858 m²
- エ 延床面積 約 2,800 m²
- オ 敷地利用 当該敷地内に、定住支援センター、多目的広場、駐車場等を配置する。

(4) 建設地地域地区等

都市計画区域外、防火地域指定なし、建築基準法 22 条区域

(5) 施設の概要

「(仮称)豊富町定住支援センター建設基本計画」を参照のこと。

3 参加資格

(1) 参加者に求められる資格要件

次に掲げる全ての条件を満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ② 豊富町競争入札参加資格関係事務処理規則に基づき町が作成した平成 23・24 年度競争入札参加資格者名簿(建築設計関係)に登録されていること。
- ③ 豊富町競争入札参加資格者指名停止規則の規定による指名の停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 建築士法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること
- ⑤ 平成 8 年 4 月以降に完成した同種又は類似業務の実績を有する建築士事務所であること。
(同種業務とは、保健センター、福祉センター、コミュニティ施設、文化センター、公民

館、図書館、子育て支援施設、スポーツジム、展示場、博物館、美術館、ホール（150 席以上、固定・可動）などの用途の建築物の設計業務、類似業務とは、その他不特定多数が利用する施設（住宅を除く）の設計業務で、いずれも延べ床面積 1000 m²以上のものとする。）

(2) 業務従事者の資格等

- ①総括責任者（業務全体を総括する役割を担う方）及び主任技術者（意匠業務を総括する役割を担う方）は建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。
- ②総括責任者及び主任技術者は、提出者の組織と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- ③総括責任者と主任技術者は兼任しないこと。

4 主催及び事務局

(1) 主 催 豊富町

(2) 事務局 豊富町役場建設課土木係

〒098-4110 天塩郡豊富町大通り6丁目

TEL 0162-82-1001 FAX 0162-82-2806

E-mail kensetuka@town.toyotomi.hokkaido.jp

豊富町ホームページ <http://www.town.toyotomi.hokkaido.jp/>

5 資料の入手方法

(1) 資料名

- ①（仮称）豊富町定住支援センター基本実施設計業務プロポーザル実施要領
- ②（仮称）豊富町定住支援センター基本実施設計業務プロポーザル参加表明書作成要領
- ③（仮称）豊富町定住支援センター建設基本計画

(2) 資料の備え付け場所

4(2)の事務局

(3) 入手の方法

上記(2)において配布するほか「豊富町ホームページ」にも掲載するので、ダウンロードによる入手が可能です。

6 審査・選定方法等

審査は、第1次審査（技術提案書提出要請者の選定）及び第2次審査（プロポーザルの特定）により行います。

(1) 第1次審査（技術提案書提出要請者の選定）

参加表明書を以下の7(1)「技術提案書提出要請者選定基準」により審査し、技術提案書の提出要請者を5者程度選定します。

(2) 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果については、参加表明書提出者全員に文書によって通知します。また、技術提案書提出要請者に対して、技術提案書の作成に必要な資料を別途提供します。

(3) 第2次審査（プロポーザルの特定）

提出された技術提案書の提案内容、及びヒアリングを実施し、7(2)「プロポーザルの特定基準」により審査し、最優秀者1名及び次点者1名を選定します。

(4) 第2次審査の結果の通知

審査結果については、技術提案書を提出した者全てに文書で通知します。

(5) その他

各審査及びヒアリングは非公開とします。

7 選定基準

(1) 技術提案書提出要請者の選定基準

評価項目 (配点)	評価事項
1 事務所の実力 (20)	技術者数・有資格者数、主要業務実績、同種・類似業務 適応性、受賞実績
2 担当チームの能力 (30)	総括責任者及び主任技術者の経験、業務実績、受賞実績
3 業務の実施方針、施設整備 の考え方 (50)	実施方針、施設整備の考え方の妥当性、取り組み意欲

(2) プロポーザルの特定基準

評価項目 (配点)	評価事項
1 取組み意欲 (20)	取組み意欲
2 業務の理解度 (20)	業務の理解度
3 提案内容 (60)	技術提案の的確性・独創性・実現性

8 選定委員会

審査は、「(仮称) 豊富町定住支援センター基本実施設計業務プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が実施します。

9 スケジュール

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) プロポーザルの公告 | 平成23年6月 8日(水) |
| (2) 参加表明書にかかる質問書の提出期限 | 平成23年6月14日(火)午後5時まで |
| (3) 質問書に対する回答期限 | 平成23年6月17日(金)予定 |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 平成23年6月21日(火)午後5時まで |
| (5) 第1次審査 | 平成23年6月27日(月) |
| (6) 技術提案書にかかる質問書の提出期限 | 平成23年7月 8日(金)午後5時まで |
| (7) 質問書に対する回答期限 | 平成23年7月15日(金)予定 |
| (8) 技術提案書提出期限 | 平成23年7月25日(月)午後5時まで |
| (9) ヒアリング・第2次審査 | 平成23年8月 3日(水) |

10 参加表明書の提出方法

(1) 提出書類及び部数

参加表明書については次のアからキまでを、本要領に定める様式により、所要部数を提出してください。

ア 参加表明書(様式1)

1部

イ	設計事務所の概要（様式２）	１０部
ウ	設計事務所の実績（様式３－１、様式３－２、様式３－３）	各１０部
エ	総括責任者の経歴等（様式４－１、様式４－２）	各１０部
オ	主任技術者の経歴等（様式５－１、様式５－２）	各１０部
カ	協力事務所の名称等（様式６）	１０部
キ	業務実施方針（様式７）	１０部

(2) 記載方法

「(仮称) 豊富町定住支援センター基本実施設計業務プロポーザル参加表明書作成要領」に基づき記載してください。

(3) 提出期限

平成２３年６月２１日(火)午後５時まで

(4) 提出場所

４(2)事務局とする

(5) 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）とし、提出期限までに必着するようにしてください。

1.1 技術提案書の提出方法

(1) 提出書類及び部数

ア	技術提案書提出書（様式９）	１部
イ	技術提案書（様式１０－１、１０－２、１０－３）	各１０部

(2) 記載方法

記載方法は、「(仮称) 豊富町定住支援センター基本実施設計業務プロポーザル技術提案書作成要領」に基づき作成してください。

(3) 提出期限

平成２３年７月２５日(月)午後５時まで

(4) 提出場所

４(2)事務局とする

(5) 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）とし、提出期限までに必着するようにしてください。

1.2 ヒアリングの実施

(1) 日程等

ア	期 日	平成２３年８月３日(水)	予定（別途通知）
イ	場 所	別途通知	
ウ	集合時間	別途通知	

(2) 留意事項

ア ヒアリングの出席者は、３名（総括責任者及び主任技術者を含む）までとします。

イ ヒアリングの内容は、「業務実施方針(様式７)」「技術提案書(様式１０－１、様式１０－２、様式１０－３)」の説明（１５分以内のプレゼンテーション）、並びに選定委員からの質疑（１０分程度）とします。

ウ ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書等（拡大したもの、又はプロジェクター等を使用して拡大映像での使用も可）のみの使用とします。

エ 拡大映像で説明する際のパソコン及びプロジェクターについては各自で用意してください。事務局ではスクリーンのみ準備します。

1.3 質問書の提出及び方法

(1) 質問は、質問書（様式8）を用い、事務局に、電子メール又はFAXで提出してください。ただし、提出する場合は、事務局に対して電話で着信の確認を行ってください。なお、着信等の電話確認については、土曜日及び日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(2) 質問書の提出期限

ア 参加表明書に係る質問

平成23年6月14日（火）午後5時まで

イ 技術提案書に係る質問

平成23年7月8日（金）午後5時まで

(3) 電話及び口頭による質問は受け付けません。

(4) 質問に対する回答は、参加表明書にかかるものは6月17日（金）まで（予定）に、技術提案書に係るものは7月15日（金）まで（予定）に、電子メール等により直接提出者に回答の上、ホームページに掲載し、プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱います。

1.4 費用負担

第1次審査及び第2次審査にかかる費用は全て参加者の負担とします。

1.5 設計業務契約

(1) 契約の締結

豊富町は、最優秀となった者と定住支援センター建設にかかる基本実施設計の業務の契約交渉を行います。本業務の契約が、最優秀となった者との間で契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とします。

なお、本業務は平成23年度予算により契約するものであることから、予算案の修正等により、業務の委託が不可能になった場合は、契約を締結しない場合があります。

(2) 業務名

（仮称）豊富町定住支援センター基本実施設計業務

(3) 履行期間

平成23年8月中旬から平成24年3月下旬まで

(4) 業務内容

基本実施設計業務は、豊富町が定める契約書のほか特記仕様書に基づき、以下の業務を予定します。また、町において、設計協議会の設置を予定しており、受託者は当協議会及び町と協議しながら設計を進めることとします。

ア 基本実施設計

イ 設計協議会への参加、及び会議への協力

ウ 参考資料の作成

(5) 契約者

豊富町

(6) 契約金額

(仮称)定住支援センター基本実施設計業務委託料は、4,700万円(消費税及び地方消費税を含む。)以内を予定しています。委託料には、旅費、宿泊費等の経費一切を含みません。(測量、地盤調査は含みません。)

(7) 発注者は、契約後の設計業務において、技術提案書の提案内容に拘束されません。

16 その他の事項

(1) 参加表明書等の提出者は、本業務に関して専門分野(総括、意匠担当を除く。)についての協力者を加えることができます。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できません。

(2) 事務局における各手続きや問い合わせ等に可能な時間帯は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は事務を取り扱いません。

(3) 参加表明書等を提出したものが選定委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とします。

(4) 参加表明書等が次のいずれかに該当する場合には、無効となる場合があります。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、すでに発表されたものと同一あるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

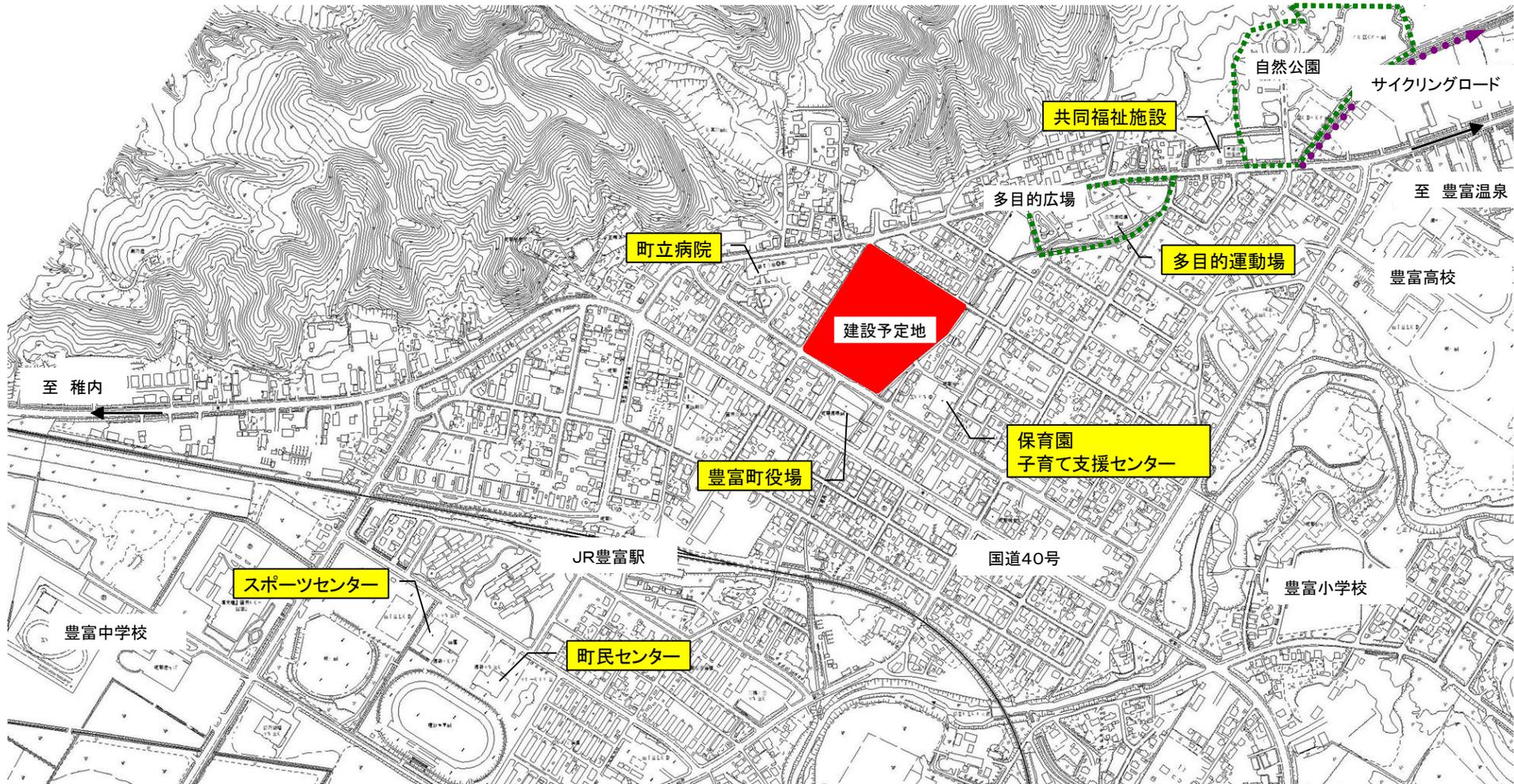
(5) 町は提出書類を審査に必要な範囲において複製できるものとします。

(6) 提出書類は返却しません。また、豊富町は、この書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、使用料等は無償とします。

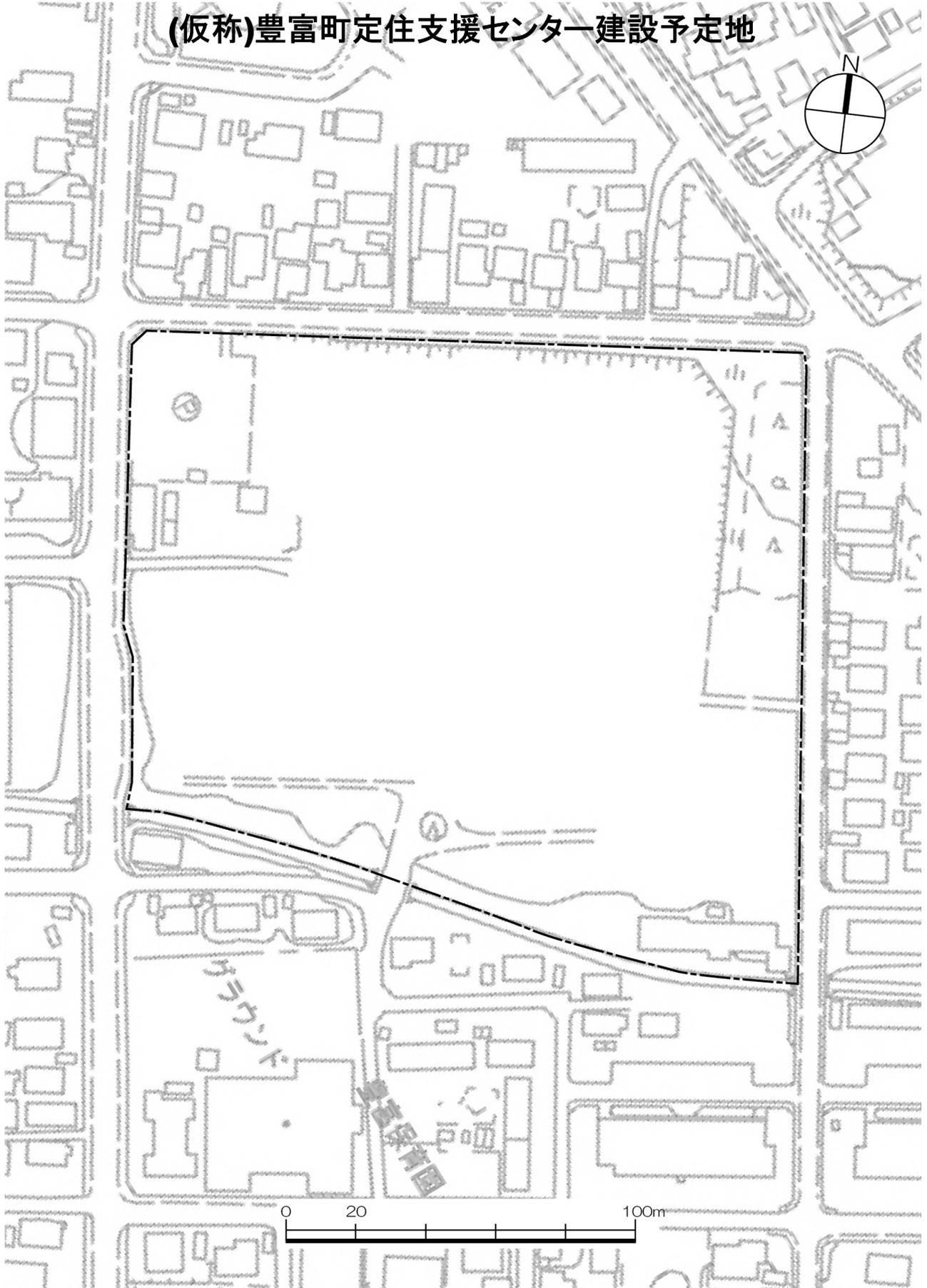
(7) 参加表明書等は、提出後の差し替え及び再提出は認めません。また、参加表明書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないこととします。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の技術者であるとの豊富町の実情を把握しなければなりません。

(8) 参加表明書等を提出した者は、この実施要領に同意したものとみなします。

(仮称)豊富町定住支援センター建設予定地 位置図



(仮称)豊富町定住支援センター建設予定地



0 20 100m